

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付（保証債務）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003 沿革（略）</p> <p><u>令和4年6月17日 一部改正</u></p>	<p>貿易代金貸付（保証債務）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003 沿革（略）</p>	
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 「借入金等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 貿易代金の支払資金に充てられる<u>国際機関</u>、外国政府等、外国法人又は外国人の借入金</p> <p>ロ イに規定する資金を調達するために発行される<u>国際機関</u>、外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</p> <p>四～八（略）</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 「借入金等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 貿易代金の支払資金に充てられる外国政府等、外国法人又は外国人の借入金</p> <p>ロ イに規定する資金を調達するために発行される外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</p> <p>四～八（略）</p>	
<p>（回収金の納付）</p> <p><b>第29条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 被保険者は、前条に規定する日本貿易保険の保険代位を回収に<u>係</u>る権利の行使の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三</p>	<p>（回収金の納付）</p> <p><b>第29条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 被保険者は、前条に規定する日本貿易保険の保険代位を回収に<u>か</u>る権利の行使の相手方の住所地法において当該相手方その他の第</p>	

<p>者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易          保険が指示したときは、これに従わなければならない。          4～7（略）</p>	<p>三者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易          保険が指示したときは、これに従わなければならない。          4～7（略）</p>	
<p><u>附 則</u>  <u>この改正は、令和4年7月1日から実施する。</u></p>		